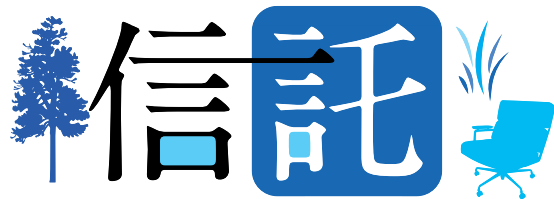




お客様の大切な資産を確実に次の世代へつなぎます



はじめに ～想いを「かたち」に～

一生をかけて築き上げられた、大切な財産。
いずれは、相続という「かたち」で、引き継がれていきます。
相続は、誰もが「円満」に行われると願いますが、
実際の「話し合い」や「手続き」など、のこされた方のご負担は、
思いのほか、大きいものになります。
相続を「経験」された方は、きっと、そのご負担の大きさを
「実感」されているのではないのでしょうか？
のこされたご家族へ、「遺言」という手段を使い、
「想い」を「かたち」にすることをおすすめします。

かけがえのない家族のために
できることはたくさんあります。

ご相談は、いつもの銀行〈あしぎん〉で。

あしぎんの「遺言信託」で、お引受けできる範囲は以下のとおりです。

- 原則として、足利銀行を遺言執行者とする公正証書遺言とさせていただきます。
- 遺言の内容によっては、お引受けできない場合があります。
- 遺言執行の対象となる財産は、遺言の内容にしたがって、足利銀行が執行できる範囲に限らせていただきます。
- 遺言執行業務を遂行することが、著しく困難であると認められる場合には、遺言執行者に就任しない場合があります。



子がなく配偶者に
全財産を渡したい



生涯独身で
身近な兄弟に遺したい

〈あしぎん〉では
このような方に
遺言信託を
おすすめします



子が遠方において
相続手続きを軽減
してあげたい



遺産分割協議の苦勞を
軽減してあげたい



自筆の遺言書はある
けどきちんと残して
おきたい

遺言信託をおすすめする理由

遺言信託は、お客さまの遺言書の

1 作成

2 保管

3 執行

から までを
トータルにサポートさせていただくサービスです。

もしかしたら

「作成するだけで大丈夫」

と思いませんか？

あしぎんの遺言信託

1 作成

2 保管

3 執行

独自での遺言書作成のみ

1 作成

みつけて
もらえなかったら
どうしますか？

ご家族はお仕事で
忙しくないですか？

1 遺言書を作成

インタビュー

家族構成、財産内容など、お考えをお聞かせください。



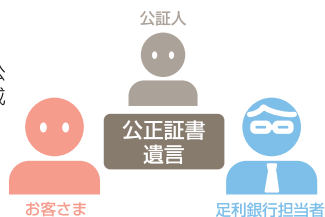
原案

お考えを反映した遺言書内容を作成します。



作成

公証役場にて、公正証書遺言を作成いただけます。



2 遺言書を保管

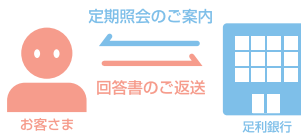
保管

作成いただいた公正証書遺言を足利銀行がお預かりいたします。



保管中

毎年、内容についてのお考えが変わりがないか、お手紙をご送付いたします。



3 遺言書の執行

相続

お客さまに相続が発生。



執行

足利銀行が遺言執行者として相続手続きを行います。



遺言信託の流れ

遺言の作成にあたってのご相談から、遺言書の保管、遺言の執行にいたるまで、足利銀行が責任をもってお引受けいたします。

足利銀行が遺言執行者となることにより、遺言書通りの遺産分配などを確実に実現します。



1 事前のご相談

遺言をご検討されるにあたってのご意向、相続人・受遺者、対象となる財産について十分に確認の上、遺言書内容についてのご相談をお受けします。

足利銀行では、遺言作成のご希望がある場合、お客さまより「相談申込書」をいただき、具体的なお相談を承ります。



2 遺言書作成サポート

事前のご相談にもとづき、公証役場にて公正証書による遺言書を作成するサポートを行います。



3 証人の引受け

公正証書作成の際の証人(2名以上必要)として当行行員が立ち会います。

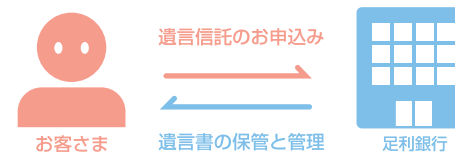


4 遺言書の作成・遺言書正本の保管と管理

公証役場で受領した公正証書のうち正本を相続開始までの間お預かりいたします。また、相続開始の際に当行にご連絡いただく通知者をご指定いただけます。

ご契約にあたり必要な書類

- 遺言書正本
- 相続財産明細
- 預貯金・有価証券
- その他財産に関する資料
- 戸籍謄本
- 不動産登記事項証明書
- 印鑑証明書 など



定期的に財産や推定相続人などの異動を照会し、必要に応じ遺言内容の変更手続きにご協力いたします。

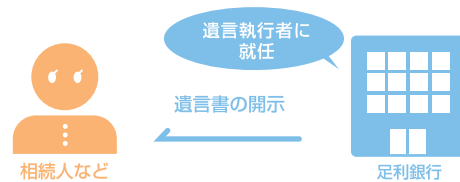
5 相続開始の通知

あらかじめお届けいただいた通知人の方から、遺言者のご逝去のご連絡をいただきます。



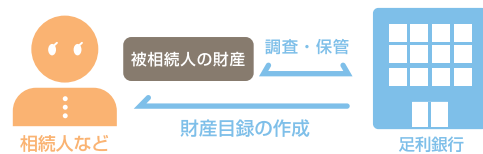
6 遺言書の開示と遺言執行者就任

相続人代表の方と相談のうえ、速やかに遺言書の内容を相続人などのみなさまに開示します。その後、当行が遺言執行者に就任し、執行業務をスタートいたします。



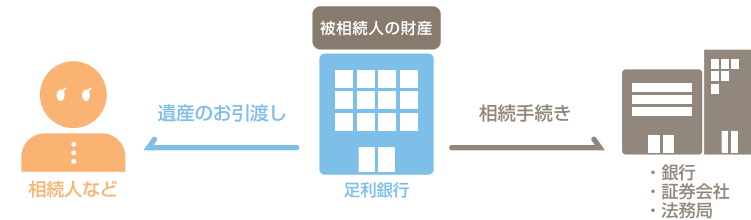
7 遺産の調査・財産目録の作成

ご相続人の方々にご協力いただき、遺産や債務を調査し、判明した相続財産について、財産目録を作成いたします。また、相続人の方々が保管されている登記識別情報通知（登記済証）・通帳などをお預かりいたします。



8 遺産分割の実施

遺言書にもとづき、預貯金等の金融資産の換金、不動産の名義変更手続きなどを行い遺産分割を実施いたします。



9 遺言執行完了のご報告

判明した相続財産について、手続きを実施のうえ、相続人の方々に遺言執行完了のご報告をいたします。



必要書類

お申込みまでに必要な書類

遺言者に関するもの

- 戸籍謄本(出生日以降すべて)
- 改製原戸籍謄本

推定相続人に関するもの

- 戸籍謄本
- 戸籍の附票または
本籍地記載のある住民票

受遺者に関するもの

- 住民票
(法人の場合は登記事項証明書等の確認資料)

不動産に関するもの

- 不動産登記簿謄本(登記事項証明書)
- 固定資産評価証明書
- 名寄帳
- 所在地図・公図
- その他不動産関係資料

その他財産に関するもの

- 預貯金等の通帳
- 有価証券 等

遺言でできること

遺言はあなたの最終意思を実現させるためのものです。
したがって、あなたに代わり遺言の内容を実現させる
確かな方法を手当てしておくことはとても大事なことです。

また、遺言書を作ったあとに生じるさまざまな事情や状況の変化にも
柔軟かつ適切に対処しておくことも必要です。

遺言執行者を指定することができる

遺言執行者は、遺言の内容を実現するための手続きを行う者です。

信頼できる執行者を遺言で指定しておけば、あなたの意思の実現が確かなものとなります。遺言執行者としては、相続開始時に確実に遺言執行を引受けられる者で、かつ公平な立場に立って任務を遂行できる専門的知識のある者が望ましいといえましょう。

遺言の取消し(撤回)・書き直しがいつでもできます

遺言者が一番よいと思う内容で作成した遺言書でも、年月が経ち、財産の変動や推定相続人の状況の変化など、いろいろな条件が変わることによって、遺言の内容が実情にそぐわなくなる場合もあります。遺言書は、一度作成したあとでも遺言者のご意思やご事情の変化などがあれば、いつでも遺言によって前の遺言を取消し(撤回)したり、書き直しができます。遺言書の作成を先延ばしにするよりも、心身ともに健康なうちに、納得のいく遺言書を作っておかれることをおすすめします。

手数料など (全て消費税込み)

	プラン I	プラン II
お申込時		
基本手数料	330,000円	880,000円
遺言書保管中		
遺言書保管料	無料	
遺言書変更時		
遺言信託変更手数料	55,000円(遺言書を変更される場合に必要となります。)	
遺言執行時		
遺言執行報酬	相続・遺贈財産にかかる当行所定の相続財産評価額 ^(※) (消極財産控除前)に対する A、Bの計算後の合計額	A、Bの計算後の合計額 から660,000円を差し引いた金額
(最低執行報酬額)	1,100,000円	440,000円

A 当行にて契約中の預金・信託商品などの金銭債権および当行が
募集・販売した投資信託・国債・金融商品などに対して **0.330%**

B 上記A以外の財産に対して

5,000万円以下の部分	2.200%
5,000万円超～1億円以下の部分	1.650%
1億円超～2億円以下の部分	1.100%
2億円超～3億円以下の部分	0.880%
3億円超～5億円以下の部分	0.660%
5億円超～10億円以下の部分	0.440%
10億円超の部分	0.330%

遺言執行に際し、特別の手続きを要する場合は、
既定の報酬以外に別途、特別の執行報酬をいただく場合があります。

(※)相続財産評価額の例

- ①不動産……固定資産税評価額とします。
- ②金融資産……各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。
 - 口数や基準価額の表示のみの場合は、それらを乗じた金額とします。
 - 非上場株式は、税理士などにより評価額計算が行われている場合はその金額の評価額とし、評価額の算定がない場合は一株あたりの資本金額に株数を乗じた金額を評価額とします。
- ③保険契約に関する権利(生命保険、損害保険)……保険会社による解約返戻金相当額を評価額とします。

その他諸費用

以下の費用をはじめ、遺言執行に必要な実費はお客さまのご負担となります。

- 不動産登記に関する登録免許税や司法書士手数料
- 戸籍謄本、固定資産税評価証明書などの取り寄せ費用
- 預貯金などの残高証明書の発行手数料
- 鑑定評価手数料
- 不動産売却手数料
- 公証人手数料

※準確定申告、相続税申告などにかかる税理士報酬などが必要な場合があります。

〈参考〉公証人手数料

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円超～200万円以下	7,000円
200万円超～500万円以下	11,000円
500万円超～1,000万円以下	17,000円
1,000万円超～3,000万円以下	23,000円
3,000万円超～5,000万円以下	29,000円
5,000万円超～1億円以下	43,000円
1億円超～3億円以下	43,000円 + 5,000万円ごとに13,000円加算
3億円超～10億円以下	95,000円 + 5,000万円ごとに11,000円加算
10億円超の部分	249,000円 + 5,000万円ごとに 8,000円加算

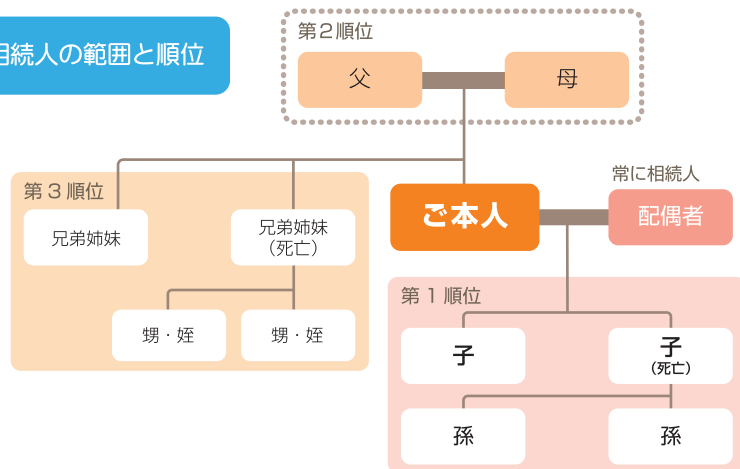
- 作成手数料は相続人・受遺者ごとに上記から算出し、それらを合算します。
 - 目的の価額の合計が1億円以下の場合は、遺言書1通につき11,000円が加算されます。
 - 公正証書正本または謄本の交付手数料として、1枚につき250円かかります。
 - 公証人に出張を求めた場合には、割増料金が掛かります。
- ※詳細については、公証役場にお問合せください。

(日本公証人連合会ホームページをもとに足利銀行が作成)

法定相続人と法定相続分

民法では法定相続人と法定相続割合が以下のとおり定められています。

法定相続人の範囲と順位



配偶者	配偶者は血族相続人と同順位で常に一定割合の遺産を相続できます
子(第1順位)	性別、出生順序、既婚、未婚、実子、養子、嫡出・非嫡出の区別なく同順位です
直系尊属(第2順位)	実親・養親、父系・母系の区別なく同順位ですが、親などの近いものが優先されます
兄弟姉妹(第3順位)	全血・半血の区別なく同順位で相続権があります

代襲相続

相続人になるはずだった子や兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合は、その子が死亡した人に代わって相続権を引き継ぎます。これを代襲相続といいます。子の場合は孫、孫も死亡している場合はひ孫と再代襲相続が認められますが、兄弟姉妹の場合は、その子(被相続人にとって甥、姪)に限り代襲相続が認められます。

遺留分

一定の相続人のために民法が保証する最低限度の相続分です。もし、遺言が、この遺留分を侵害することになった場合は、遺留分を主張する権利のある相続人は、相続開始後に侵害された分を取り戻すことができます。遺留分を主張することができる相続人は、配偶者、直系卑属(子供、孫など)、直系尊属(父母、祖父母など)に限られ、遺言者の兄弟姉妹は除かれます。なお、法律で定められた期間内に請求がなければ、遺言内容がそのまま有効になります。

民法による法定相続分で分割する場合でも、

「誰がどの財産を取得するか？」は

残された相続人全員の話し合いによって決めなければなりません。

また、法定相続分による分割が必ずしも実情に合っていると限りません。

話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に調停の申し立てを行います。

法定相続分・遺留分

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子(または孫)	配偶者 $\frac{1}{2}$ 子(孫) $\frac{1}{2}$	配偶者 $\frac{1}{4}$ 子(孫) $\frac{1}{4}$
配偶者と父母(または祖父母)	配偶者 $\frac{2}{3}$ 父 母(祖父母) $\frac{1}{3}$	配偶者 $\frac{1}{3}$ 父 母(祖父母) $\frac{1}{6}$
配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)	配偶者 $\frac{3}{4}$ 兄弟姉妹(甥・姪) $\frac{1}{4}$	配偶者 $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹(甥・姪) 0
配偶者のみ	全部	$\frac{1}{2}$
子(または孫)のみ	全部	$\frac{1}{2}$
父母(または祖父母)のみ	全部	$\frac{1}{3}$
兄弟姉妹(または甥・姪)のみ	全部	0

- 子、直系尊属、兄弟姉妹について同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を均等に人数で割ります。
- 実子と養子、実父母と養父母の相続分は同じです。
- 半血兄弟姉妹(父または母の一方だけを同じくする兄弟姉妹)は、全血兄弟姉妹(父母を同じくする兄弟姉妹)の相続分の $\frac{1}{2}$ となります。
- 相続人がいない場合は、債権者などへの弁済、特別縁故者への分与後、国庫に帰属することになります。
- 遺留分算定の基礎となる財産額は、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額に同人が生前に贈与した財産の価額を加え、その中から相続債務の全額を控除した額となります。

遺産分割の方法

遺産分割には、次の3つの方法があります

1 遺言による遺産の分割

ご本人がご自分の意思にもとづいて、ご自分の財産を誰にどのように相続させ、遺贈するかを決めるもので、ご自分の意思・方針を明確にすることができます。

また、相続人以外の方に遺贈をしたい場合は遺言による必要があります。

2 相続人全員の話し合いによる遺産の分割

遺言が残されていない場合、相続人全員の話し合いによって遺産の分割方法を決めることとなります。遺産分割協議書を作成します。

3 家庭裁判所による遺産の分割

遺言が残されておらず、相続人間の協議によっても遺産の分割方法が決められない場合は調停の申し立てを行います。

この調停でも決められない場合は家庭裁判所の審判によって決めることとなります。

遺言の方式とその比較

**遺言は民法で定めた一定の方式によらなければ
法律上の効力がありません**

一般によく使われる方式は「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類ですが、さまざまな点で公正証書遺言が優れています。
特別な事情がないかぎり公正証書で遺言書を作成されることをおすすめします。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none">● 公証役場で2人以上の証人の立ち合いのもとに、遺言の内容を公証人に口授し、公証人が遺言書を作成する。 (遺言が遺言者の意思にもとづき有効になされたことを保証する公文書で、原本が公証役場で保管される。)	<ul style="list-style-type: none">● 本文については全て自筆で作成し、日付および氏名を自書し、押印する。● 財産目録の部分は、自書のほかにパソコンでの作成や通帳のコピー等を貼付することができる。自書以外の場合、財産目録全ページに署名と押印が必要となる。● 遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認手続きが必要。
長所	<ul style="list-style-type: none">● 公証人が作成するので手続き上無効になるおそれがない。● 偽造、変造、紛失、隠とくの危険性がない。● 家庭裁判所の「検認」が不要。	<ul style="list-style-type: none">● 誰にも知られずに作成できる。● 自分一人で作れるので費用がかからない。● 作成替えが容易。
短所	<ul style="list-style-type: none">● 証人が必要。● 公正証書作成費用がかかる。	<ul style="list-style-type: none">● 形式の不備や内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起きやすい。● 偽造、変造、紛失、隠とくのおそれがある。● 遺言が無効になるおそれがある。

● 公証人は、国から任命された法律の専門家です。● 公正証書遺言では、推定相続人・受遺者などは証人になることができません。

〇〇年 第〇〇号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、後記証人の立会いのもとに、以下のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

本旨

第1条

本遺言の目的たる財産は、遺言者の相続開始時に、遺言者が所有するすべてとする。なお、財産は以下の通りである。

1. 不動産

(1) 自宅不動産

① 土地

(所在) 〇〇県 〇〇市 〇〇1丁目

(地番) 2番 3号

(地目) 宅地

(地積) 〇〇〇.〇〇㎡

② 建物

(所在) 〇〇県 〇〇市 〇〇1丁目 2番 3号

(種類) 居宅

(構造) 木造瓦葺 2階建

(床面積) 1階 〇〇.〇〇㎡

2階 〇〇.〇〇㎡

(2) 上記に記載の不動産以外のすべての不動産

⋮

具体的な財産を明記することで、スムーズな手続きが行えます。

～ 中 略 ～

第2条

遺言者は、前条に記載の次の財産を、遺言者の妻 〇〇 〇〇 (〇年〇月〇日生) に相続させる。

～ 中 略 ～

第6条

遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。

なお、遺言執行者がその業務遂行に関して必要と認めたときは、第三者に履行補助させることができる。

株式会社足利銀行(栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号)

～ 中 略 ～

【付言事項】

皆さまのおかげで幸せな一生を送れたことを、心から感謝しています。相続の配分に関しては、妻である〇〇のこれからの生活を考えたうえで決めました。これからも家族が仲良く生活してくれることを願います。

～ 中 略 ～

大切なメッセージをのこしておくことも重要です。

メモ

大切な相談が
ここにあります。
〈あしぎん〉



あしぎん 遺言信託 SEARCH

詳しくはお近くの店舗、またはホームページまで